

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（医療人材課）

一 趣旨

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、埼玉県立高等看護学院の入学料を減額し、又は免除することができるようにするとともに、授業料の減額又は免除に関する規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 入学料を減額又は免除できるよう規定
- (二) 授業料の減額又は免除に関する規定を整備

三 施行期日

令和二年四月一日

ただし、改正後の第六条二項の規定については、令和二年四月一日以後に埼玉県立高等看護学院に入学又は転学した学生について適用する。